［削る］

２　製造業事業所調査は、日本標準産業分類に掲げる「大分類Ｅ―製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所、個人経営の事業所並びに法人以外の団体の事業所を除く。）のうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに、各分類に属する事業所の売上高を上位から累積し、当該分類における売上高総額の九割を達成する範囲に含まれるもの（以下「製造業事業所調査事業所」という。）について行う。

（調査事項等）

第七条　経済構造実態調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、産業横断調査の場合には第一号に掲げる事項のうち産業横断調査企業の属性に応じて必要となるものを、製造業事業所調査の場合には第二号に掲げる事項のうち製造業事業所調査事業所の属性に応じて必要となるものを調査する。

一　産業横断調査企業に関する事項

［イ～ニ　略］

ホ　売上（収入）金額

［ヘ・ト　略］

チ　事業活動及び生産物の種類

リ　事業活動及び生産物の種類別の売上（収入）金額

ヌ　年間商品販売額及び商品売上原価

［ル　略］

３　乙調査のうち、事業所に関する調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業に属する事業所であって、総務大臣及び経済産業大臣が指定するもの（以下「乙調査事業所」という。）について行う。

一　小分類三九一―ソフトウェア業

二　小分類三九二―情報処理・提供サービス業

三　小分類四〇一―インターネット附随サービス業

四　小分類七〇一―各種物品賃貸業

五　小分類七〇二―産業用機械器具賃貸業

六　小分類七〇三―事務用機械器具賃貸業

七　小分類七〇四―自動車賃貸業

八　小分類七〇五―スポーツ・娯楽用品賃貸業

九　小分類七〇九―その他の物品賃貸業

十　小分類七二六―デザイン業

十一　小分類七三一―広告業

十二　小分類七四三―機械設計業

十三　小分類七四五―計量証明業

十四　小分類七九六―冠婚葬祭業

十五　小分類八〇一―映画館

十六　小分類八〇二―興行場（別掲を除く）、興行団

十七　小分類八〇四―スポーツ施設提供業

十八　小分類八〇五―公園、遊園地

十九　小分類八二三―学習塾

二十　小分類八二四―教養・技能教授業

二十一　小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）

二十二　小分類九〇二―電気機械器具修理業

［新設］

（調査事項等）

第七条　経済構造実態調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち甲調査企業の属性に応じて必要となるものを、乙調査のうち企業に関する調査の場合には第二号に掲げる事項のうち乙調査企業の産業及び従業者数に応じて必要となるものを、乙調査のうち事業所に関する調査の場合には第三号に掲げる事項のうち乙調査事業所の産業及び従業者数に応じて必要となるものを調査する。

一　甲調査企業に関する事項

［イ～ニ　同上］

ホ　売上（収入）金額及び年間商品販売額

［ヘ・ト　同上］

チ　事業活動の内容

リ　事業活動別の売上（収入）金額

ヌ　電子商取引の有無及び割合

［ル　同上］